

入札説明書

令和8年4月14日

入札執行者
横手警察署長

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、秋田県財務規則（昭和39年規則第4号。以下「財務規則」という。）及び本件入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、秋田県警察本部が発注する物品調達に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品及び購入予定数量
プロパンガス（い号） 7, 000 m³
- (2) 契約内容等
仕様書による。
- (3) 納入期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所
横手市安田字越廻71 横手警察署

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県物品供給業者等登録名簿において、「燃料・油脂類」に登録されていること。
- (5) 液化石油ガス販売事業者登録をしている者

3 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、次ぎにより入札参加資格確認申請書等の書類を提出しなければならない。

ア 提出書類等

- (ア) 入札参加資格確認申請書
- (イ) 誓約書
- (ウ) 液化石油ガス販売事業者登録簿の写し

イ 提出期間

令和8年4月14日(火)から同年4月20日(月)まで。ただし、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。

ウ 提出時間

午前9時から午後5時まで

エ 提出場所

横手警察署会計課

オ 提出部数

1部

カ 入札参加資格確認申請書の配布

本公告と同時に横手警察署ホームページに公告日より掲載して配布するものとする。

- (2) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者(以下「落札候補者」という。)について行い、その他の者については、確認は行わないものとする。

4 入札書の提出方法等

(1) 入札書の様式

別添「入札書」の様式とする。

(2) 入札の方法

入札書は封筒に入れ密封し、その封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」及び「契約名」を記載の上、提出すること。

5 入札執行の日時及び場所

令和8年4月22日(水) 午前10時00分 横手警察署 小会議室

6 開札の方法等

- (1) 開札は、原則として入札者又はその代理人が出席のもと行うものとする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定する。この場合、入札者に代わってくじを引く者は、入札事務に関係のない職員とする。
- (3) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (4) 入札は原則3回を限度とし、落札者がない場合は入札手続きをやり直すか、又は施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象者として、随意契約の交渉を行うことがある。
- (5) 上記のとおり、入札は3回まで実施する場合があるため、入札書は3通まで提出できる。

その際、2回目の入札書には「再」、3回目の入札書には「再再」と明示すること。
なお、開封しなかった入札書は入札者に返還する。

7 契約の方法

契約の方法は一般競争入札とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に

当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、入札者の見積もった入札金額の100分の5以上の金額（ただし、入札保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便振替貯金払出証書又は郵便為替証書の担保の提供をもって代えることができる。）の入札保証金を納付しなければならない。

※ 入札開始の前までに、横手警察署会計課へ納付すること。入札終了後直ちに還付する。ただし、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の金額（ただし、契約保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便振替貯金払出証書又は郵便為替証書の担保の提供をもって代えることができる。）の契約保証金を納付しなければならない。

なお、入札保証金を契約保証金に充当することもできる。

(3) 入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

ア 入札保証金については、秋田県財務規則第162条の規定により、次の(ア)、(イ)又は(ウ)の書類を令和8年4月20日（月）午後5時までに提出し、審査の結果、契約しないこととなるおそれがないと認められるときは、納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

(イ) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を履行した証として、2件以上の契約書及び履行を確認できる書類（支払通知書の写し等）

(ウ) 物品供給業者等登録名簿に登録され、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者（「入札保証金免除申請書」及び「秋田県税に滞納がない旨の証明書の写し（提出日から3か月以内のもの）」を提出すること。

イ 契約保証金については、県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し免除適当と認められた者又は上記(イ)の書類審査の結果、入札保証金を免除適当と認められた者

(4) 審査資料等提出場所

横手警察署 会計課

9 入札書の書き換え等の禁止

入札書の書き換え、引き替え及び撤回はできない。

10 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

ア 委任状を持参しない代理人のした入札

イ 入札公告に定めた資格のない者のした入札

- (2) 入札保証金を納付しない者(免除された者を除く)又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について二以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 前各号に定めるほか、入札心得及び説明書等で指示した条件に違反すると認められる入札

11 落札者の決定方法

財務規則第159条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

13 契約書の要否

要

14 支払条件

横手警察署が行う検査に合格した後、適法な支払請求書に基づいて支払う。

15 その他

- (1) 次の各号に該当する場合は入札に参加しないものとみなす。
 - ア 入札保証金の納付手続きまたはその免除を受ける手続きがなされない場合。
 - イ 確認書類等を期限内に提出しなかった場合。
- (2) 当該契約の仕様等について疑義がある場合は、令和8年4月20日(月)午後1時までに横手警察署会計課に文書で提出すること。

16 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

17 問い合わせ先

照会及び回答は、原則として書面による。

照会先 横手警察署会計課 (☎ 0182-32-2250)